

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月20日～令和5年12月19日まで 2年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての全職員向けのパンフレットを作成し、全職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和3年12月～ 全職員への育児休業の取得促進
- 令和3年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、全職員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間14日以上とする。

<対策>

- 令和3年12月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和4年1月～ 上司からの推奨などで積極的な取得を促す